

大草谷津田いきものの里活動連携検討会（第 2 回）

資料 1

<議 事 録 要 旨>

日 時 平成 26 年 1 月 17 日（金）10:00～12:00

場 所 北谷津清掃工場 1 階多目的ホール

出席者 18 名（長谷川東邦大学理学部教授 他 17 名）

1 開会（座長挨拶）

平成 25 年 11 月 18 日に開催した活動連携検討会の第 2 回となる。活動する皆様が連携を強化し、保全と活用の推進を着実に進めることができるよう、より具体的な検討を進めたい。

2 第 1 回検討会の要旨振り返りと、いきものの里の近況報告

事務局より、資料 1、資料 2 について報告。（出席者からの発言無し。）

3 「活動指針」の検討

（◇：出席者発言、◆：長谷川教授発言）

事務局より、活動指針(案)を提示、資料 3 に沿って説明した後、意見交換を行った。

◇ 2 つの事務局案を比較すると、案②くらい内容を書きこんだ方がよい。

◇ 活動指針の 3 番目「多様性を大切に」について。タイトルからは、生物多様性が連想される。

内容に合うように、活動者をイメージする言葉に変えたほうがよいのではないか。

（事務局）長谷川教授に相談し、適当な表現があるか再検討する。

◇ 「今居る生きものの維持」、「外来生物の侵入に注意」とあるが、アメリカザリガニやカダヤシなどの、既に居る外来生物は、維持するということか。

（事務局）今居る生きものの線引きは難しい。外来生物法によって特定外来生物等に指定されている生きもののリストを提示、活用することは可能であると考えている。

◆ 基本的には、「今居る生きものの中に、外来生物は含まれない。」との考えとなる。

◆ 関係者で相談し、作戦を立て計画的に駆除するのが望ましい。全ての外来生物の対応は難しいので、生態系への影響が大きい生きものなど、選択と集中が必要。目の前の外来生物を都度、駆除していくようなその場対応では効果がない。

◆ 一方で、既にいる外来生物は、他の生きもののエサとなっていることがある。駆除を始める前に、慎重に考える必要がある。

◆ 「イモリを再生するために、アメリカザリガニを駆除する」など、かつていた生きものの再生と外来生物対策を合わせて計画を立てていくことが有効。

◇ 自然を再生していくには、目標とする時代設定が必要ではないか。（例：明治初期）

◇ 活動指針は抽象的で分かりにくい。具体的に何をやるか決めていくことが大切ではないか。

（事務局）活動者が連携し、保全活動を展開するための「活動指針」・「運営体制」を確立した上で、具体的な各論を検討していくことで、ご理解いただきたい。

4 「運営体制」「発議・議論する仕組み」の検討

（◇：出席者発言、◆：長谷川教授発言）

事務局より、運営体制(案)を提示、資料 4、資料 5 に沿って説明した後、意見交換を行った。

◇ 事務局から提案された運営体制について、大枠はこの内容でよいと思う。

◇ 本検討会で話題に上がった各論は、各団体内で意見をまとめた上で、定例会議の場で、詳細を話し合っていくことになるかと思う。

◇ 提示された運営体制を実行していくには、活動者の負担が増すことになる。活動者各々が、自身のこととして、もっと真剣に考えていく必要がある。

（事務局）特に各団体の窓口となる皆様には、ご協力をお願いすることになる。過度の負担とならないよう、今後の運営体制についてはより具体的なご意見を頂きたい。

その他、議題3、議題4の中で発言いただいた個別具体事項について

(◇：出席者発言、◆：長谷川教授発言)

①今後のいきものの里の運営について

◆いきものの里で活動する皆さんが一つの方向に進み、問題を解決していく体制に変えていく
必要あり。

◇もっと活動者同士で互いに話し合っていく必要がある。同じ状況が繰り返されてしまう。

◆次回は活動者同士が顔を合わせて話をできるよう、机を向かい合わせに配置するとよい。

◆大草谷津田に関わる人の写真入りメンバー表のようなものを作っていけたらよい。

②情報の共有について

◇希少種情報は、盗掘などのリスクを伴うことから、公開範囲を決めていくことが必要。

◇活動者間は、年間の調査まとめや、「去年は居たけれど今年は居ない」といったレベルの情報を共有すればよいと思う。

◆佐倉市の例では、公表してもよい生きもののリストを関係者で相談し決めている。特に貴重な情報は、市と調査メンバーに限るようにしている。悪質なカメラマンなどが増えたため、地元のパトロールを強化して注意するなど、熱心な対策を行ったようである。

◇今後はホームページを充実させ、団体の活動内容や、いきものの里の魅力など、公開できる範囲を検討した上で、発信できるようになるとよい。

③保全協定に係る情報提供について

◇保全協定が締結されている土地の図面と、保全協定の契約内容について、周知してほしい。
(事務局) 詰所内に掲示する。

④植物の盗掘について

◇自然観察会の開催直後のタイミングで、貴重な植物が盗掘の被害にあっている。

◇観察会では、貴重種の情報は積極的に公開していない。大草の成り立ちから、「持ち込まない、持ち出さない」といった考えを周知している。観察会が直接の原因とは考えにくい。

◇盗掘を行う人は、以前から限られた数いることは事実。千葉東警察署に相談したこともある。

◇いきものの里が施設供用してから、どれだけの植物が減ったか検証できているか。

◇植物調査の結果からは、むしろ確認種は増えている。調査スキルが上がってきたことも一因。
盗掘された種でも、一部が残っていれば、翌年にはまた復活するものが多い。

◇生物調査の結果について、皆が共有できれば、客観的な考察に役立つ。調査結果にコメントを加え、他団体に配布した方がよいのかもしれない。

⑤具体的な活動について

◇昆虫のライトトラップ調査など、自然環境を定量評価するといった活動も必要。

5 今後の進め方

事務局より、資料6について説明した。

・第3回検討会を、3月上旬に開催する。

・本検討会の内容をホームページに公開し、広く意見募集を図る。

活動指針の3番目「多様性を大切に」について

長谷川教授との相談の結果、内容に合致する適当な標語に替えることとし、活動者の皆様から募集をすることとなりました。以下を例に、ご意見をお願いします。

例) 「活動者の連携を大切に」、「人の繋がりを大切に」、「多様な活動を大切に」など

いきものの里の近況について**資料 2**

第 2 回活動連携検討会の開催以後の近況は以下のとおりです。

活動について

- ・ 1 月 28 日（火）、大草調査隊植物班により、班内会議が自主的に開催されました（市職員も 2 名聴講）。年間調査結果のメンバー間共有や、調査方法の検討などが話し合われました。
- ・ 1 月 31 日（金）、千葉市と田・森くらぶ代表により、農政センターのチップパーマシンを借用し、間伐材のチップ化を試行しました。良好な破碎状況が確認できましたので、今後活用していきたいと考えます。
- ・ 2 月 6 日（木）以降、ニホンアカガエル卵塊特別調査を実施（計 5 日間、延べ 40 名以上の参加）。3 月 7 日現在、いきものの里内で 227 個の卵塊が確認されています。（平成 24 年度：83 個、平成 23 年度：17 個）

スキルアップ講座の開催について

- ・ 3 月 8 日（土）、大草町自治会館にて開催。日本自然保護協会の高川先生、電力中央研究所の小林先生を講師にお招きし、第 1 部では大草調査隊の調査報告会、第 2 部ではニホンアカガエルの産卵・生息環境についての取組みの振り返りを行いました。いきものの里内外の 7 団体、計 24 名の活動者に参加いただき、参加者からは「ずっと気がかりであった、アカガエルの状況について客観的な見解を聞くことができて良かった。」「講師や参加団体との情報交換ができてよかった。」などのご意見をいただきました。

保全協定区域の拡大について

- ・ 平成 26 年 2 月 1 日付、2 名の土地所有者と、計 11 筆、約 1.1ha の土地において保全協定が締結されました。これにより、東邦大学大草田んぼ会の活動田んぼが「谷津田等の保全協定区域」となりました。

2 月の大雪被害への対応状況について

- ・ 管理組合に支援いただき、千葉市が順次対応を行ってきました。自然散策路の通行を確保するとともに、散策路頭上の危険木を撤去しました（谷津田再生エリア付近、ヤマザクラを根本から伐採。イヌシデは近日実施します）。自然散策路以外の倒木処理は、徐々にではありますが、順次処理を行います。
- ・ 入口付近の竹林は、従前より田・森くらぶが手入れを行ってきました。今冬の大雪により、大半の竹が被害を受けましたが、2 月 21 日の田・森くらぶ活動にて、再整備を行っていただきました。

皆様からいただいた意見について

- ・ 第 2 回活動連携検討会後、皆様からの提案を募集しましたが、平成 26 年 3 月 10 日現在、事務局にいただいた意見はありませんでした。
- 「活動者からのご意見：0 件」「広域募集による一般市民からのご意見：0 件」

いきものの里の活動指針について（最終案）

資料 3

第 2 回活動連携検討会にて活動指針（事務局案）を提示し、出席者に議論いただきました。皆様の意見を踏まえ、まずは内容を書き込んだ事務局案②を候補とするとともに、活動指針の 3 つの柱の第 3 「多様性を大切に」について、内容に合致する表現を検討・募集いたしました。以上の過程を経て、本活動指針を最終案として、提示させていただきます。

大草谷津田いきものの里の活動指針

『生きものを大切に』

『子供たちの活動を大切に』

『活動者の繋がりを大切に』

『生きものを大切に』

（１）生きものに配慮した水田・樹林・水環境の維持と創出を行う

- ・いきものの里が湧水によって潤うよう、水田や水路を適切に管理する。
- ・生きものの生息・生育状況と植生に十分配慮した上で、エリア毎の樹林管理を行う。
- ・自然環境に人為的な影響を与えると考えられるものの使用は、皆でよく検討する。

（２）自然環境の現状を知り、保全活動の内容を考慮していく

- ・モニタリング調査を継続し、結果を分析し、保全活動に生かす。
- ・外来生物の侵入に注意し、状況に応じた処置を検討する。

（３）今居る生きものの維持から、かつて居た生きものの再生へ

- ・生きものを持ち出さない、持ち込まない、を基本とする。
- ・既に居なくなった生きものを導入し再生を図る場合は、遺伝的結果など各種情報を整理し、慎重に行う。
- ・生きものが生息・生育する環境の創出は、専門家の指導を受ける。

『子供たちの活動を大切に』

（１）子供たちが生きものと親しみ、自然を身近に感じることでできる機会を提供する

- ・いきものの里を安全に維持管理し、世代間の交流が図られる場とする。
- ・自然観察会などへの参加を通して、身近な生きものや自然環境について知ってもらう。

（２）人との関わりによって維持されてきた谷津田の自然環境保全の体験の機会を提供する

- ・昔ながらの農の営みの体験を通して、地域の暮らしや伝統文化について知ってもらう。

『活動者の繋がりを大切に』

多様な活動主体の連携により、創造的な保全活動を推進する

- ・それぞれの技能が発揮されるよう、互いを尊重し、協力しながら、よりよい環境保全活動の実施を目指す。
- ・話し合いによる合意形成を図り、保全活動を推進する。
- ・開設当初の構想である「大草谷津を育む会」を活動の主体とする、自主・自立した運営体制を目標とする。

活動にあたっての制約条件

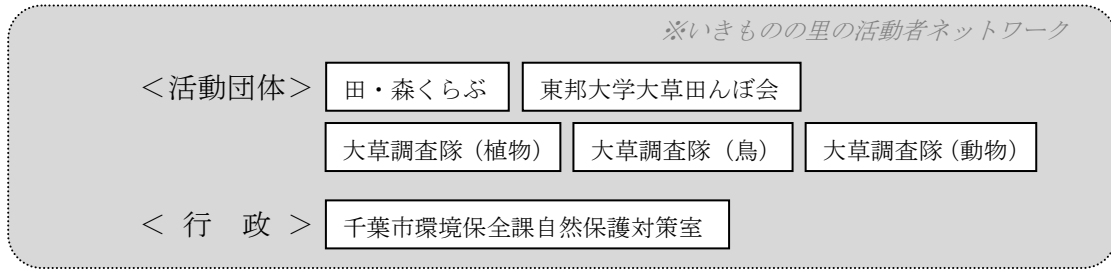
いきものの里内の全ての土地は、土地所有者に事業の趣旨を理解いただき、千葉市と保全協定を結んでお借りしている土地です。そのため保全活動は、土地所有者の意向を最大限に尊重する必要があります。

※この活動指針は、千葉市環境保全課が事務局としてたたき台を作成しました。近い将来、活動者の自発的な発議によって、より発展的な内容に更新されることを期待するものです。

4 月以降の運営体制について

資料 4

これまで議論をしてきた運営体制像を踏まえ、新年度からの具体的な体制（案）を以下にまとめました。



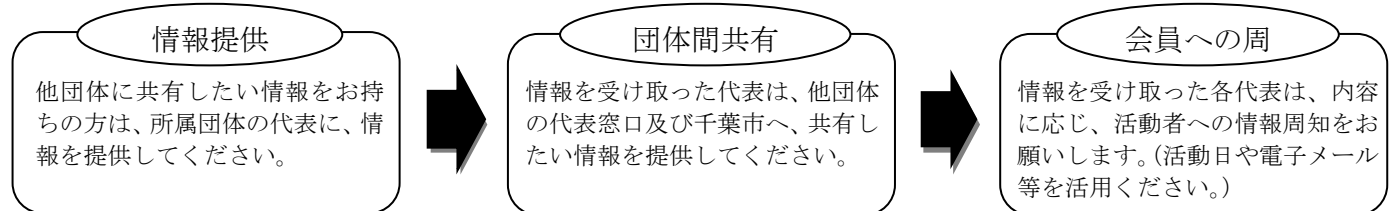
まずは・・・団体間の連携体制を確立

- (1) 各団体の代表窓口を確定する。
- (2) 各団体代表窓口の連絡先（電子メールアドレス、電話番号）を共有する。
- (3) 千葉市を含む、団体間の連絡体制を確立する。（参加団体：上記表のとおり）

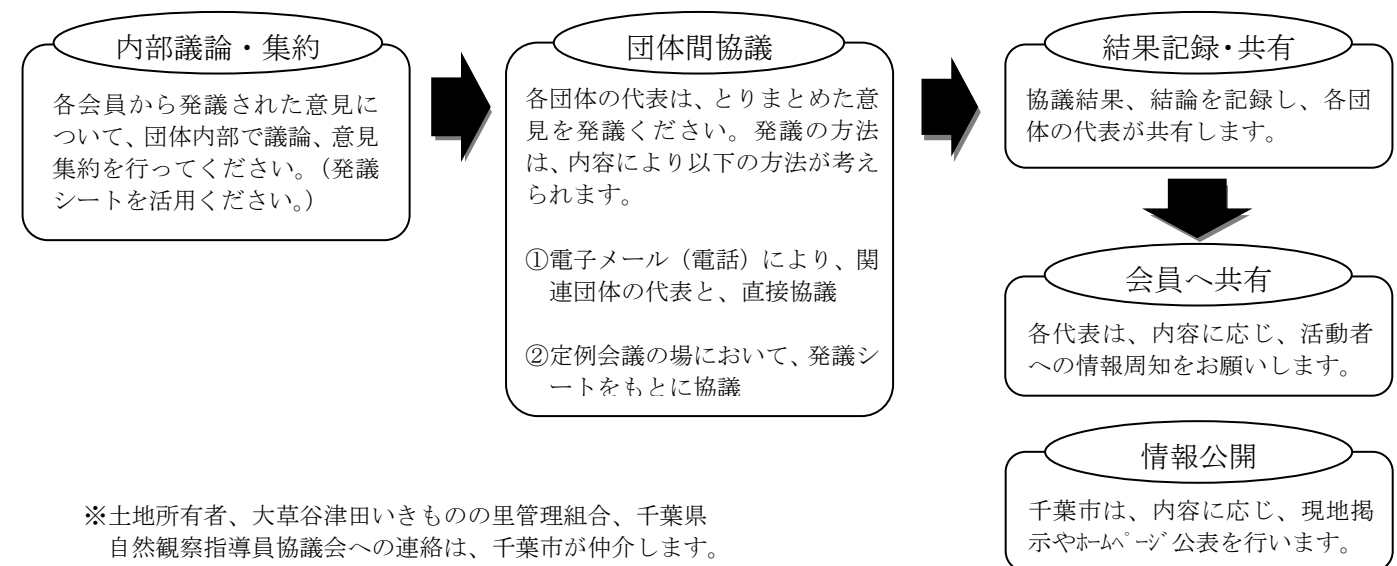
次に・・・定例会議の開催

- (1) 各団体の代表者が定期的に集まり、意見交換や情報共有を行う場を設定。
- (2) 実施日、頻度は各代表窓口の方へ相談の上、定める。（案：偶数月は定期開催、奇数月は必要に応じて）
- (3) 定例会議の結果は、各団体代表が持ち帰り、会員に周知する。

【情報共有の流れ】 対象：他団体へのお知らせ、講座等の案内、いきものの里内の危険箇所周知 など



【発議・議論の流れ】 対象：他団体との協議希望事項、他団体への依頼・提案事項 など



その他、情報提供の仕組みについて

詰所内での情報公開 : いきものの里の関係者間の共有が有効な事項

(1) ホワイトボードへの掲載

- ・ 各団体の活動予定表
- ・ 保全協定締結エリアの明示

(2) ホワイトボードへの記載事項（文字による）

- ・ 千葉市からの情報記入欄の設定（他団体のいきものの里の利用予定など）
- ・ 自由記入欄の設定（活動者同士の現場連絡など）

(3) 詰所内部の書類配置（関係者が供覧できるようにする）

- ・ 議論後の発議シートの保管
- ・ 制度（保全協定等）についての説明資料
- ・ 会議資料・講座資料
- ・ 各種パンフレット類
- ・ 提供いただいた写真集、調査結果など
- ・ （各団体の会則や、メンバー表）

現地掲示板での情報公開 : いきものの里の来場者など、広く一般に知らせる情報

- ・ 自然観察会の案内
- ・ 講座、講習会の案内
- ・ 危険個所の情報など

現地での資料受け渡し : 千葉市や活動者の間で紙資料をやりとりする場合

- ・ 詰所内の連絡BOXを活用

※他に情報発信が必要な事項がありましたら、千葉市までご相談ください。